

4. 各種届出について

教務掛で所定用紙を受領のうえ、提出すること。

種 類	
休学（延長）願	疾病その他の事由により3ヶ月以上修学を中止しようとするとき。 （疾病の場合「診断書」が必要）
復学届	休学期間途中で復学しようとするとき。
復学願	疾病による休学から復学しようとするとき。 なお、その場合は、休学期間途中であるかどうかにかかわらず復学するときに復学願の提出が必要。（復学面談申込書（学生総合支援機構学生相談部門指定様式）及び主治医による診断書の添付が必要。）
退学願	やむを得ない事情により退学しなければならなくなったとき。 （退学しようとする期の授業料領収書の写しをあわせて提出）（注）
海外渡航届	勉学・旅行その他で海外へ行くとき。 なお、3ヶ月以上の場合は、交換留学以外原則として休学を願い出ること。
学生証再交付願	学生証を紛失・破損したとき。
改姓（名）届	改姓（名）したとき。（新・旧氏名が記載された改姓（名）の事実が確認できる公的書類を添付）

（注）中途退学した者については再入学を許可する制度があるので、詳細は教務掛に問い合わせること。

※本人又は保護者の住所に変更があった場合は、すみやかにKULASISより変更手続きを行うこと。

その他詳細については、「Campus Life Information」（京都大学発行）を参照のこと。

休学・復学・退学の願い出は、遡及して認められない。原則、事実発生の3週間前までに指導教員の許可を得て、教務掛に願い出ること。（願い出が遅延すると、希望する日付で許可されず、また、授業料納付について不利益が生じる場合がある。）